

## 旧評価基準で評価された認定の扱い

1. 国土交通大臣が認める認定の適用範囲は、認定書に記載されている範囲です。
2. 認定書は再発行されません。
3. したがって、旧評価基準で評価及び認定された工場の適用範囲は、認定書に記載の内容が適用され今回の改正された内容は適用されません。注意が必要です。
4. 改正評価基準で規定する適用範囲にするためには改めて性能評価及び大臣認定を受けなければなりません。